

立ちどまらない保険。

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

2019年10月1日以降保険始期契約用

ヨット・モーターボート 総合保険



ヨット・モーターボート総合保険の補償内容



保険金をお支払いする主な場合

基本補償(次のいずれかまたは両方をご契約いただきます)

船体条項

沈没・座礁・座洲・衝突・火災・爆発・盗難その他偶然な事故によって、被保険船舶(保険の対象である船舶)に損害が生じた場合



賠償責任条項

被保険船舶(保険の対象である船舶)の所有、使用または管理に起因して、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊させたことにより法律上の賠償責任を負担することにより損害が生じた場合



セットできる主な特約(任意にご契約いただくことができます)

搭乗者傷害危険補償特約

被保険船舶(保険の対象である船舶)に搭乗している方が急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害を被った場合



捜索救助費用補償特約

被保険船舶(保険の対象である船舶)に搭乗している方が遭難し、その捜索・救助のために費用がかかった場合



事故の際に発生する次の出費も補償します。

船体条項

①損害防止費用

事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。

②権利保全行使費用

他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全および行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

③盗難引取費用

盗難にあった被保険船舶を引き取るために必要であった費用のうち、曳航・運搬費用以外の費用をいいます。

賠償責任条項

①損害防止費用

事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。

②権利保全行使費用

他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全および行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

③緊急措置費用

事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。

④争訟費用

損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

被保険船舶(保険の対象となる船舶)の範囲

保険の対象となる船舶は次に該当するものとなります。

- 帆走ヨット(トン数の如何を問いません。)
- 総トン数20トン未満の非営業用モーターボート
※ 営業用とは、対価を得て人または貨物を運ぶ場合をいいます。
- 総トン数5トン未満の船舶
- 総トン数20トン以上で次の要件のすべてを満たしているモーターボート
 - 一人で操縦を行う構造であるもの
 - 長さが24メートル未満であるもの
 - スポーツ、レクリエーションのみに用いられるもの(漁船や旅客船等の業務に用いられないもの)

【保険の対象についてのご注意点】

次の船舶は保険の対象とすることはできません。

- ①水中翼船
- ②ホバークラフト
- ③漁船
- ④作業船
- ⑤貨物の運搬を業とするもの
- ⑥レース専用艇または営業用モーターボート

また、ご契約後に次のいずれかに該当する場合は、ご契約の引受範囲外となるため、ご契約を解約していただきます。

- ①保険の対象である船舶の保管場所が日本国外となった場合
- ②総トン数が20トン以上となるモーターボートで次の要件のいずれか一つでも満たさなくなった場合
 - ・一人で操縦を行う構造である
 - ・長さが24メートル未満である
 - ・スポーツやレクリエーションのみに用いる

保険金をお支払いする主な場合とお支払いする保険金

船体条項

<保険金をお支払いする主な場合>

沈没・座礁・座洲・衝突・火災・爆発・盗難その他偶然な事故によって、被保険船舶(保険の対象である船舶)に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。



<保険の対象の範囲>

被保険船舶には、これに定着または装備されている標準機器・装備品および保険証券に明記された付属機器・装備品を含みます。燃料、食料品その他消耗品は被保険船舶に含まれません。

<お支払いする保険金>

お支払いする保険金は次のとおりです。ただしセットされる特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約等でご確認ください。

次の算式による保険金をお支払いします。ただし、船体保険金額または保険価額^(注1)のいずれか低い額を限度とします。

$$\text{船体保険金} = (\text{損害の額}^{\text{(注2)}} - \text{免責金額}^{\text{(注3)}}) \times \frac{\text{船体保険金額}^{\text{(注4)}}}{\text{保険価額}}$$

(注1) 保険価額とは、損害の生じた地および時における被保険船舶の価額^{※1}をいいます。

※1 被保険船舶の価額

再調達価額^{※2}から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額^{※3}を差し引いた額をいいます。ただし、被保険船舶が商品・製品等の場合は、損害が生じた地および時におけるその被保険船舶と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等のものを再作成または再取得するのに要する額^{※4}をいいます。

※2 再調達価額

被保険船舶と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

※3 減価額

被保険船舶が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その被保険船舶の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、被保険船舶が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その被保険船舶の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

※4 再作成または再取得するのに要する額

再作成または再取得するのに要する額がその被保険船舶の損害が生じた地および時における市場流通価額を上回る場合には、市場流通価額とします。

(注2) 損害の額は保険価額に基づいて算出します。

損害が生じた被保険船舶を修理することができる場合には、保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{損害の額} = \text{修理費}^{\text{※1}} + \text{費用}^{\text{※2}} - \text{修理によって被保険船舶全体として価額が増加した場合は、その増加額}^{\text{※3}} - \text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}$$

※1 修理費

修理費とは、次の合計額をいいます。

①修理費

損害が生じた地および時において、被保険船舶を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、被保険船舶の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

②曳航・運搬費用・仮修理費用

当社が船体保険金を支払うべき損害を被った被保険船舶を損害発生地のから最寄りの修理工場または当社が指定する場所まで曳航または運搬するのに要した費用、またはこれらの場所まで曳航するために必要な仮修理の費用をいいます。

※2 費用

費用とは保険契約者または被保険者が支出した次の費用をいい、収入の喪失は含みません。

①損害防止費用

事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。

②権利保全行使費用

他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全および行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

③盗難引取費用

盗難にあった被保険船舶を引き取るために必要であった費用のうち、曳航・運搬費用以外の費用をいいます。

※3 増加額

被保険船舶が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その被保険船舶の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、被保険船舶が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その被保険船舶の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

(注3) 全損の場合には、免責金額を差し引きません。

(注4) 船体保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

<船体保険金額の設定>

船体保険金額は、以下のとおり算出した金額で設定してください。

$$\text{船体保険金額} = \text{再調達価額} - \text{減価額}$$

セットできる主な特約

船体条項にセットできる主な特約は次のとおりです。オプション特約のセットの可否、詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

【風水害・エンジン盗難危険補償特約】

艇庫、マリーナ以外に保管・係留中の風水害による損害や、エンジンのみが盗難された場合の損害について補償する特約です。セットの可否については、事前に保管状況等の調査をさせていただく必要がありますので、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

オプション
特約

【船骸撤去費用補償特約】

被保険船舶が全損である場合、その残骸またはその積荷その他の財物の残骸について、被保険者(保険の補償を受けられる方であり、被保険船舶の所有者)が引揚げまたは除去を行うべき法律上の責任を負ったとき、または被保険者の所有、賃借もしくは占有している場所からの引揚げまたは除去を必要としたときに、その引揚げまたは除去に要した費用をお支払いする特約です。ただし、1回の事故につき、100万円を限度とします。

オプション
特約

【協定保険価額特約】

契約時に被保険船舶の評価額を協定し、評価額に基づいて船体保険金額を設定します。事故の発生時に時価額を基準に算出した実損害額が支払われ、比例てん補^(注)の適用はありません。

(注) 損害の額に船体保険金額の保険価額に対する割合を乗じて保険金をお支払いする方式をいいます。

オプション
特約

賠償責任条項

<保険金をお支払いする主な場合>

被保険船舶の所有、使用または管理に起因して、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。



<お支払いする保険金>

当社が、支払うべき賠償保険金の額は、次の①から④までの合計額から免責金額を差し引いた額とします。ただし、賠償責任保険金額を限度とします。また、上記のほか⑤の費用の全額を支払います。ただし、1回の事故につき①の損害賠償金の額が、賠償責任保険金額を超える場合には、賠償責任保険金額の損害賠償金に対する割合を⑤の費用に乗じた額を支払います。

①損害賠償金

法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等をいいます。また、判決により命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。

②損害防止費用

事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。

③権利保全行使費用

他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全および行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

④緊急措置費用

事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。

⑤争訟費用

損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

セットできる主な特約

賠償責任条項にセットできる主な特約は次のとおりです。オプション特約のセットの可否、詳しい内容につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

【対人賠償のみ補償特約】

賠償責任条項の補償の範囲を削減し、他人にケガをさせたこと等により法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限定して、保険金をお支払いする特約です。



【同乗者賠償責任補償特約】

同乗者への対人賠償責任を補償する特約です。本特約をセットしない場合は、同乗者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害は補償されません。



搭乗者傷害危険補償特約

オプション
特約

<保険金をお支払いする主な場合>

被保険船舶(保険の対象である船舶)に搭乗している方が急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害を被った場合に保険金をお支払いします。



<お支払いする保険金>

①死亡保険金

傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、1名あたりの傷害保険金額の全額を死亡保険金としてお支払いします。

②後遺障害保険金

傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて傷害保険金額の4%~100%に相当する額を後遺傷害保険金としてお支払いします。

③医療保険金

傷害を被り、その直接の結果として、入院または通院した場合、1日につき1名あたりの傷害保険金額の1,000分の1を医療保険金としてお支払いします。(ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日が限度)

上記の①から③までの保険金は重複して支払いますが、支払いは負傷者1名について1名保険金額を限度とし、1回の事故で複数の者が傷害を受けた場合は、負傷者全員の合計について1事故保険金額を限度とします。

搜索救助費用補償特約

オプション
特約

<保険金をお支払いする主な場合>

被保険船舶(保険の対象である船舶)に搭乗している方が遭難(行方不明を含みます。)したことによって、その搜索、救出もしくは、移送する活動に対して支出した搜索費用に対して保険金をお支払いします。



<お支払いする保険金>

搜索活動に従事した方からの請求に基づき、被保険者が支出した搜索費用をお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

次に掲げる事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

【共通】

- 保険料をお払いいただく前に生じた事故(「初回保険料口座振替特約」等、保険料の払込みを猶予する特約をセットした場合を除きます。)
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)によって生じた損害およびこれらに随伴して生じた損害またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害およびこれらに随伴して生じた損害またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた損害
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故によって生じた損害およびこれらに随伴して生じた損害またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた損害
- 被保険船舶が補償地域外にある間に生じた事故。ただし、被保険船舶の補償地域からの離脱が切迫した危険を避けるためもしくは人命を救助するためである場合は、その間に生じた事故による損害については保険金をお支払いします。

【船体条項】

- 次のいずれかの方による故意による損害
 - ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)
 - ②所有権留保条項付売買契約に基づく被保険船舶の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険船舶の借主(これらの買主または借主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)
 - ③①および②に定める方の法定代理人
 - ④①および②に定める方の業務に従事中の使用人
 - ⑤①および②に定める方の同居の親族。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき方に保険金を取得させる目的でなかった場合は船体保険金をお支払いします。
- 差押え、取用、没収、破壊など、国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合は船体保険金をお支払いします。
- 詐欺または横領による損害
- 被保険船舶の欠陥(ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見することのできなかった欠陥を除きます。)、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等の損害
- 故障損害(偶然な外来の事故に直接起因しない被保険船舶の電氣的または機械的損害をいいます。)
- エンジンの盗難。ただし、船体とともに盗取された場合、または艇庫内に保管されている間もしくは船舶の保管を業とする保管業者に寄託されている間に生じた場合は船体保険金をお支払いします。
- 次のいずれかに該当する方が酒に酔って正常な操縦ができないおそれがある状態で被保険船舶を操縦している間に生じた損害
 - ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)
 - ②所有権留保条項付売買契約に基づく被保険船舶の買主または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険船舶の借主(これらの方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)
 - ③①および②に定める方の法定代理人
 - ④①および②に定める方の業務に従事中の使用人
 - ⑤①および②に定める方の同居の親族
- 風災または水災その他これらに類似の自然変象によって生じた損害もしくはこれらに随伴して生じた損害。ただし、被保険船舶が航海中に、または艇庫内に保管されている間、もしくは船舶の保管を業とする保管業者に寄託されている間に生じた場合は船体保険金をお支払いします。
- 被保険船舶の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、被保険船舶ごとに、その被保険船舶が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- セール(メインセール、ジブセール、ゼノアジブ、スピナーカーおよびストームジブ等のすべてのセールをいいます。)に生じた損害。ただし、被保険船舶が全損となった場合は船体保険金をお支払いします。
- プロペラ、シャフト、ギヤユニット、ケースなどドライブユニット(船外機についてはローワーユニット)に生じた損害。ただし、被保険船舶が全損となった場合は船体保険金をお支払いします。
- エンジン焼付によりエンジン自体に生じた損害
- ご契約の申込日以前に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた事故による損害

【賠償責任条項】

- 保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)
- 記名被保険者(保険証券記載の被保険者をいいます。)
- 被保険船舶に搭乗している方に対する損害賠償責任
- 被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の滅失、破損または汚損につき、その財物に対して正当な権利を有する方に対する損害賠償責任
- 被保険者が損害賠償に関し、第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任

【搭乗者傷害危険補償特約】

- 被保険者の故意または重大な過失によって、その被保険者に生じた傷害
- 酒に酔って正常な操縦ができないおそれがある状態で被保険船舶を操縦している場合に、その被保険者に生じた傷害
- 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その被保険者に生じた傷害
- 傷害が保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた場合は、その方の受け取るべき金額
- 平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。)
- 被保険船舶の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ない方によって、被保険船舶が操縦されている間に生じた傷害
- 被保険者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます。)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 被保険者の入浴中の溺水(水を吸引したことによる窒息をいいます。)。ただし、入浴中の溺水が、当社が保険金を支払うべき傷害によって生じた場合には、保険金をお支払いします。
- 被保険者の誤嚥(食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ること)によって生じた肺炎

【搜索救助費用補償特約】

- 被保険者の故意によって生じた、その被保険者にかかわる損害
- 被保険者が酒に酔って正常な操縦ができないおそれがある状態で被保険船舶を操縦したことによって生じたその被保険者にかかわる損害
- 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたその被保険者にかかわる損害
- 被保険船舶の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ない方によって、被保険船舶が操縦された場合に生じた損害

※上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約で必ずご確認ください。

(1) 商品の仕組み

ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款 + 自動セット特約^(注1) + 各種特約^(注2)

(注1) ご契約時のお申出にかかわらず、保険種類やご契約条件に応じて自動的にセットされる特約です。

(注2) 契約内容に応じて任意にセットできる特約です。

(2) 補償内容

① 被保険者

この保険契約により補償を受けられる方をいいます。被保険者の範囲については普通保険約款・特約でご確認ください。

② 保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金

「保険金をお支払いする主な場合とお支払いする保険金」(2ページおよび3ページ)をご参照ください。

③ 保険金をお支払いしない主な場合

「保険金をお支払いしない主な場合」(4ページ)をご参照ください。

(3) セットできる主な特約

セットできる主な特約については、「セットできる主な特約」(2ページおよび3ページ)をご参照ください。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(4) 保険期間

保険期間は1年間となります。お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

(5) 保険金額

保険金額(または支払限度額)とは、この保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。保険金額の適用の詳細は「保険金をお支払いする主な場合とお支払いする保険金」(2ページおよび3ページ)をご参照ください。お客さまが実際にご契約いただく保険金額・支払限度額、免責金額^(注)につきましては、保険申込書の「保険金額」欄、「免責金額」欄および普通保険約款・特約でご確認ください。

(注) 免責金額とは、保険金としてお支払いする1回の事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

- 事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、船体保険金額は被保険船舶の保険価額いっぱい設定してください。船体保険金額が被保険船舶の保険価額に対し過小または過大である場合には、損害の額の一部しか補償されなかったり、保険料の無駄払いになることがあります。

(6) 保険料

保険料^(注)は、保険金額、保険期間等によって決定されます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料^(注)につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。なお、特に定める場合を除き、1つのご契約における最低保険料は5,000円となります。

(注) 保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

(7) 保険料の払込方法

保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます(現金により払い込むことも可能です)。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

○: 選択できます ×: 選択できません

主な払込方法	一般分割払 ^(注1)	大口分割払 ^(注2)	一時払
<input type="checkbox"/> 座振替	○	○	○
<input type="checkbox"/> クレジットカード払(売上票方式)	○	○	○
<input type="checkbox"/> 請求書払	×	×	○

(注1) 一時払保険料が20万円未満のご契約の場合、選択できます。原則として、保険料は一時払と比べて5%の割増が適用されます。

(注2) 一時払保険料が20万円以上のご契約の場合、選択できます。

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

(8) 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

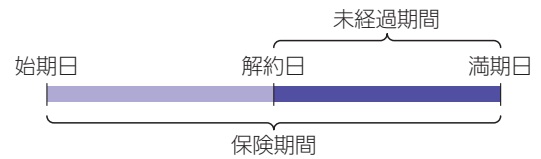
(1) 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(右図をご参照ください。)分よりも少なくなります。たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■ご解約に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。

■保険契約を解約される場合、お申込みいただいた保険料が最低保険料(保険証券に最低保険料が記載されていない場合は5,000円)未満のときは、その差額を払い込んでいただく必要があります。



(2) 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。

(3) 事故が発生した場合の手続

① 事故にあわれた場合の当社へのご連絡等

事故が起こった場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または当社にご連絡ください。

- ①ケガ人の救護(救急車は119番)
- ②海上における事件・事故の海上保安庁への緊急通報(118番)
- ③損害の発生および拡大の防止
- ④盗難事故の場合、警察へ連絡(警察は110番)
- ⑤相手の確認 ⑥目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
事故は いち早く
0120-258-189 (無料)へ

② 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に当社が求めるものをご提出いただけます。詳細は取扱代理店または当社にご相談ください。

*1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほかそれぞれの特約に定める書類をご提出いただけます。

*2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例	船体 条項	賠償責任 条項	搭乗者 傷害危険 補償特約	捜索救助 費用 補償特約
① 当社所定の保険金請求書	当社所定の保険金請求書	○	○	○	○
② 当社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類※ ※事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害発生の有無を確認するための書類をいいます。	警察署の証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者等からの報告書・所轄官署の発行する証明書・船舶所有者からの使用許諾が確認できる書類・航海日誌	○	○	○	○
③ 被保険船舶の価額、損害の額または費用の額を確認する書類 ア. 被保険船舶の価額を確認する書類 イ. 損害の額、費用の額・支出を確認する書類	売買契約書、取得時の領収証、図面・仕様書、小型船舶登録証明書・船籍票、船舶検査証書、船舶検査手帳 修理見積書・請求書・領収書	○	-	-	-
④ 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ア. 他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 イ. 他人の財物の滅失、破損もしくは汚損の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ウ. アおよびイのほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 エ. 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 オ. 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本 修理見積書・領収書、取得時の領収証、決算書類、事故前後の売上計画・実績、小型船舶登録証明書・船籍票・船舶検査証書、船舶検査手帳 示談書、判決書、当社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 当社所定の権利移転証(兼)念書	-	○	-	-
⑤ 身体障害、ケガの発生およびその損害の額を確認する書類 ア. 死亡事故であることを確認する書類 イ. 後遺障害による損害の内容・程度を確認する書類 ウ. その他傷害事故の損害の内容・程度を確認する書類	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本 当社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類 当社所定の診断書、診療状況申告書、当社所定の同意書	-	-	○	-

⑥被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止・権利保全行使・緊急措置・弁護士等の費用が確認できる書類・明細書	-	○	-	-
⑦その他必要に応じて当社が求める書類					
ア. 保険証券					
イ. 被保険船舶、保険金の支払対象となる船舶等であることを確認する書類	小型船舶登録証明書・船籍票、売買契約書				
ウ. 保険金請求権者を確認する書類	委任状、印鑑証明書・代表者資格証明書、住民票、戸籍謄本				
エ. 損害が生じた物の所有者（所有権、賃貸借に関する債権債務の範囲等を含みます。）を確認する書類	小型船舶登録証明書・船籍票、賃貸借・リース・レンタル契約書	○	○	○	○
オ. 質権が設定されている場合に保険金請求に必要な書類	質権者の保険金請求書および債務残高証明書、当社所定の保険金直接支払指図書／証				
カ. 当社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	調査に関する同意書				
キ. 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社等からの支払通知書、労災支給決定通知				

■ 当社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。^(注3)

(注1) 保険金請求に必要な書類は、前記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■ 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

■ 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

③ 示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめてください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

その他ご留意いただきたいこと

(1) 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

(2) ご注意いただきたい事項

- ご契約に関する個人情報、当社プライバシーポリシーに基づき取り扱います。詳しくは当社ホームページをご覧ください。
- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは「ヨット・モーターボート総合保険」の概要をご説明したものです。補償内容は普通保険約款・特約等によって定まります。詳細は普通保険約款・特約等をご確認ください。なお、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合には、保険申込書に被保険者氏名を明記いただくとともに、このパンフレットに記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】平日 9:00~20:00

土日・祝日 9:00~17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00~19:00になります。

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター

0570-022-808 (ナビダイヤル(有料)) 【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

当社について、もっとお知りになりたい時は！

三井住友海上のホームページ

<https://www.ms-ins.com>

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
受付時間 平日 9:00~20:00 土日・祝日 9:00~17:00 (年末・年始は休業させていただきます)

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00~19:00になります。

<https://www.ms-ins.com>